

国民健康保険組合に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法第75条の規定により、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、事務所を京都市内に有し、かつ、京都市内に住所を有する者が被保険者として存在する組合の国民健康保険事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額及び算定方法)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて算定した額の合計額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 保険者均等割 補助金総額の100分の25に相当する額を交付対象組合数で除して得た額
- (2) 被保険者割 補助金総額の100分の40に相当する額を、当該組合に属する被保険者で京都市内に住所を有する者の数に応じて配分した額
- (3) その他 補助金総額の100分の35に相当する額を、組合の財政状況等により、市長が特に必要と認めて配分した額

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、国民健康保険組合運営補助金交付申請書（第1号様式）によって、別に定める日までに、行わなければならない。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による規定による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(財政収支の報告)

第6条 この補助金の交付を受けた組合は、補助金の収支を明らかにするために、別に定める日までに、国民健康保険組合に対する補助金実績報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて報告を行わなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた年度の決算書
- (2) 補助金の交付を受けた年度の事業年報A・B（1）～（4）・C（1）～（3）表
- (3) 補助金の交付を受けた年度の翌年度の予算書

(補則)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の国民健康保険組合に対する補助金交付要綱（以下「旧国民健康保険組合に対する補助金交付要綱」という。）に基づき、平成 22 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金については、旧国民健康保険組合に対する補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、それぞれ対応するこの要綱による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）

京 都 市 長

保険者の住所地

保 険 者 名

代 表 者 名

年度国民健康保険組合運営補助金交付申請書

年度国民健康保険組合に対する補助金について、別紙関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額

円

（あて先） 京 都 市 長

保険者の所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年度国民健康保険組合に対する補助金実績報告書

年 月 日付第 号により交付を受けた上記補助金について、下記のとおり報告します。

記

補助金交付額 _____ 円

1 収支状況——— 事業年報B表（1） （単位 円）

収 入			支 出	
項 目		決 算 額	項 目	決 算 額
保 険 料	医 療 給 付 費 分		総 務 費	
	介 護 納 付 費 分		療養の給付及び療養費	
	後期高齢者支援金分		審 査 支 払 手 数 料	
	計		保 険 給 付 費	
国 庫 支 出 金	事 務 費 負 担 金		高 額 療 養 費	
	療養給付 費等負担 金	(定 率 分) (普通調整補助金分) (特別調整補助金分)	高 額 介 護 合 算 療 養 費	
	そ の 他		移 送 費	
	計		出 産 育 児 諸 費	
			葬 祭 諸 費	
			そ の 他	
			計	
	前 期 高 齢 者 交 付 金		後 期 高 齢 者 支 援 金 等	
	京 都 府 補 助 金		前 期 高 齢 者 納 付 金 等	
	京 都 市 補 助 金		老 人 保 健 拠 出 金	
	共 同 事 業 交 付 金		介 護 納 付 金	
	繰 越 金		共 同 事 業 拠 出 金	
	そ の 他 の 収 入		保 健 事 業 費	
			そ の 他 の 支 出	
	合 計		合 計	

収支差引 _____ 円

2 諸率等の状況——— 事業年報A・C表

療養諸費計	件 数 (A)	件	受診率 (A/G)	%
	費用額 (B)	円	一人当たり費用額 (B/G)	円
年間平均被保険者数 (G)		人	一件当たり費用額 (B/A)	円
本市居住被保険者数（年間平均）		人	一人当たり保険料調定額（現年）	円

3 保険料率等の状況

	年 度	年 度 (予 算)
保険料率		
最高限度額		

(注) 賦課基礎が、所得額や市府民税額のときは、前年度又は当該年度を明記してください。

4 保険給付の状況

	年 度	年 度 (予 算)
給 付 率		
出産育児一時金		
葬 祭 費		
傷 病 手 当		
出 産 手 当		
そ の 他		

5 保健事業費の状況

年 度		年 度 (予 算)	
事 業 名	決 算 額	事 業 名	予 算 額
合 計		合 計	

(注) 人間ドック、保養所等事業別に記入してください。